

2月の認知症カフェ

お茶やお菓子を食べながら、認知症の相談や認知症について語り合います。申込み不要で年齢問わず、どなたでも参加できます。

●問合せ

地域包括支援センター

認知症地域支援推進員

TEL 7554105

名称	オレンジカフェ 三春	はじまるカフェ 咸生閣
日時	2月24日(土) 13時～	2月20日(火) 10時～2時間程度
場所	グループホーム三春 別館 多目的ホール 浮羽町三春1982-1 TEL77-1300	吉井温泉 咸生閣 会場は案内板をご覧ください。 吉井町千年14-1 TEL090-9599-1396(いなます)
参加費	100円 (お茶と飲み物付き)	200円 (お菓子と飲み物付き) ※入浴料は含みません。
次回開催	3月24日 13時～ 毎月 第4土曜日	3月20日 10時～ 毎月 第3火曜日

守ろう!! 子どもの人権

●問合せ 人権・同和对策室 TEL 7554984



児童虐待とは?

(1) 重大な人権侵害

児童虐待が大きな社会問題となっています。

子ども(児童)は、18歳未満ですが、大人と同じく、生まれながらにして一人の人間としての人権があります。しかし、子どもは精神的にも肉体的にも弱い存在です。だからこそ、大人たちが支えていかななくてはならないのです。そのサポートが虐待になってしまつては・・・。

子どもの人権を著しく侵害する児童虐待に対して、私たちができることを考えていきましょう。

(2) 虐待の種類

・身体的虐待

外傷を生じさせたり、暴行したりすること、最も多く起きています。殴る、蹴る、おぼれさせる、熱湯をかける、たばこの火を押し付ける、閉じ込めるなど、数え上げればきり

がありませぬ。最近では、自分の激情を抑えられず、乳児を床に落とすというケースさえあります。体にあざや火傷のあとがあったり、いつも同じ家から叫び声が聞こえてくるというケースは要注意です。また、夜なのにベランダや戸外にいつまでも出されている例も身体的虐待になります。

・性的虐待

子どもに性的な行為をしたり、させたりする、性的なものを見せる、ポルノの被写体にするなどの行為が該当します。子どもが何かにおびえているように見える、急に大人と視線を合わせなくなった、突然性的な質問をするようになったなどの変化があったときは要注意です。子どもたちの助けを求めるサインかもしれません。

・ネグレクト(養育放棄)

学校へ行かせない、食事を与えない、服を替えさせない、不潔なままにする、病気になるっても病院へ連れて

て行かないなど、いわゆる養育放棄のことです。姿を見かけなくなった、いつも汚れた格好をしている、めつきり痩せてきた、急に他人に甘えるようになったなどの変化を見たら、ネグレクトを疑ってみましょう。

・心理的虐待

言葉による暴力、おどし、無視、いつも兄弟姉妹と比べてなじるなど、子どもに著しい心理的な痛手、傷つける言動がその例です。継続的なことが多く、子どもには、無口になる、元気がなくなるなどの兆候が現われるようになり、場合によっては心的外傷後ストレス障害(PTSD)の症状を引き起こすこともあります。

もしかして児童虐待? と思ったら・・・

- ・子どもの人権110番(無料)
TEL 012050075110
(大人の方も利用できます。)
 - ・法務省人権擁護局ホームページ
<http://www.moj.go.jp/JINKEN>
 - ・児童相談所全国共通ダイヤル
TEL 189 (いちばやく)
- 近くの児童相談所につながります。